

第 1 1 号議案

中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正
する規則

上記の議案を提出します。

令和 5 年（ 2 0 2 3 年） 3 月 2 4 日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

期末手当の支給日等に係る規定を改めるとともに、地方公務員法の改正による定年前再任用短時間勤務制の導入等に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年中野区教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号中「基準日が3月1日又は6月1日である場合にあっては基準日以前3箇月間、基準日が12月1日である場合にあっては」を削り、「6箇月」を「6か月」に改め、「これらの期間を」を削る。

第5条第1項中「第10号」の次に「及び第11号」を加え、同項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 法第26条の3第1項の規定により高齢者部分休業をしている職員として在職した期間

第5条第4項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された」に改め、同条第5項中「勤務しない時間又は」を「勤務しない時間、法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業により勤務しない時間又は」に改める。

第14条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

欠勤等日数	割合
23日未満	100分の100
23日以上33日未満	100分の90
33日以上43日未満	100分の80

4 3 日 以上 5 3 日 未 満	1 0 0 分 の 7 0
5 3 日 以上 6 3 日 未 満	1 0 0 分 の 6 0
6 3 日 以上 8 3 日 未 満	1 0 0 分 の 5 0
8 3 日 以上 1 0 3 日 未 満	1 0 0 分 の 3 0
1 0 3 日 以上	1 0 0 分 の 1 0

別表第 1 備考中「零」を「0」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 5 年 6 月に支給する期末手当に関するこの規則による改正後の中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第 2 条第 1 項第 7 号の規定の適用については、同号中「6 か月」とあるのは、「3 か月」とする。
- 3 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員は、同法による改正後の地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員とみなして、改正後の規則第 5 条第 4 項の規定を適用する。
- 4 令和 5 年 6 月に支給する期末手当に関する改正後の規則別表第 1 の規定の適用については、同表中「2 3 日」とあるのは「1 2 日」と、「3 3 日」とあるのは「1 7 日」と、「4 3 日」とあるのは「2 2 日」と、「5 3 日」とあるのは「2 7 日」と、「6 3 日」とあるのは「3 2 日」と、「8 3 日」とあるのは「4 2 日」と、「1 0 3 日」とあるのは「5 2 日」とする。